

若年女性の「しごと」×「くらし」魅力発信事業の実施に関する業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が委託する若年女性の「しごと」×「くらし」魅力発信事業の実施に関する業務（以下「本業務委託」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 契約の名称等

- (1) 契約の名称 若年女性の「しごと」×「くらし」魅力発信事業の実施に関する業務委託契約
- (2) 業務の仕様等 【資料1】若年女性の「しごと」×「くらし」魅力発信事業の実施に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託料の上限 4,417,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技の公募開始（実施要領等の交付開始） 令和7年4月9日（水）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付期限 令和7年4月16日（水）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答の公表 令和7年4月18日（金）予定
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書等の提出期限 令和7年4月28日（月）午後5時まで
- (5) 上記申請に係る参加資格の確認結果の通知 令和7年5月1日（木）
- (6) 参加資格が認められない理由の請求期限 令和7年5月7日（水）午後5時まで
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時まで
- (8) 企画提案競技審査会の開催 令和7年5月中旬～下旬（予定）
- (9) 審査結果の通知 令和7年5月下旬（予定）
- (10) 契約の締結 令和7年5月下旬（予定）

3 参加資格に関する事項

本業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者であること。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。

- (5) 本業務委託の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えている者であること。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当課

秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課 女性活躍・両立支援チーム

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話：018-860-1555

FAX：018-860-3895

メールアドレス：persons@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技の書類の交付

企画提案競技に関する書類（以下「実施要領等」という。）は、次により交付します。

① 交付期間：令和7年4月9日（水）から令和7年4月28日（月）まで

② 交付場所

前記(1)に記載する担当課。なお、実施要領等（③の交付書類）は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」からダウンロードすることができます。

＜掲載ページ＞

〔美の国あきたネット〕＞〔電子手続き・入札・補助金等〕＞〔電子入札・入札・コンペ〕＞

〔コンペ情報〕

③ 交付書類

(ア) 若年女性の「しごと」×「くらし」魅力発信事業の実施に関する業務委託企画提案競技実施要領（本書）

(イ) 【資料1】仕様書

(ウ) 【資料2】企画提案書記載要領

(エ) 【資料3】企画提案競技審査会要領（以下「審査会要領」という。）

(オ) 【資料4】委託契約書（案）

(カ) 【様式1】実施要領等に関する質問票

(キ) 【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

(ク) 【様式3】会社概要票

(ケ) 【様式4】企画提案競技参加資格確認申請書提出票

(コ) 【様式5】企画提案競技参加辞退届

(サ) 【様式6】企画提案書等提出票

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1】実施要領等に関する質問票により受け付けます。

① 受付期間：令和7年4月9日（水）から令和7年4月16日（水）午後5時まで

② 受付場所：前記(1)に記載する担当課

③ 受付方法：電子メール

④ 回答方法

回答は、質問をとりまとめの上、令和7年4月18日（金）に前記(2)②に掲げる美の国あきたネットの掲載ページにおいて公表します。

なお、公表した回答は、この実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

(4) 参加資格の確認

企画提案競技に参加を希望する者は、次の書類を提出し参加資格の確認を受けてください。

① 提出書類

(ア) 【様式2】申請書

(イ) 【様式3】会社概要票

(ウ) 【様式4】企画提案競技参加資格確認申請書提出票

② 提出期限：令和7年4月28日（月）午後5時まで

③ 提出場所：前記(1)に記載する担当課

④ 提出方法

(ア) 持参：平日の午前9時から午後5時まで

(イ) 郵送：書留にて提出期限内に必着

⑤ 参加資格の確認結果の通知

参加資格を確認した結果は、令和7年5月1日（木）までに、【様式2】申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知します。

⑥ その他

(ア) 申請書に虚偽の記載が判明したときは、参加資格を取り消します。

(イ) 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができません。

(5) 参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に、参加資格を欠くことが判明したときは、参加資格を失います。また、都合により参加を辞退するときは、【様式5】企画提案競技参加辞退届を前記(1)に記載する担当課へ提出してください。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

前記(4)による参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して書面（任意様式）を提出することにより、その理由を請求することができます。

① 提出期限：令和7年5月7日（水）午後5時まで

② 提出場所：前記(1)に記載する担当課

③ 提出方法：電子メール

④ 説明方法

参加資格が認められなかった理由の説明は、書面を受理した日から3日以内に、【様式2】申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知します。

(7) 企画提案書等の提出

前記(4)による参加資格の確認の結果、参加資格が認められた者（以下「参加者」という。）は、実施要領等（(2)③の交付書類）の記載事項に留意し、次の書類を提出してください。

① 提出書類及び部数

(ア) 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本6部（うち1部はクリップ等でとめたもの）

(イ) 経費見積書（任意様式） 正本1部、副本6部

(ウ) 【様式6】企画提案書等提出票 1部

② 提出期限：令和7年5月12日（月）午後5時まで

③ 提出場所：前記(1)に記載する担当課

④ 提出方法

(ア) 持参：平日の午前9時から午後5時まで

(イ) 郵送：書留にて提出期限内に必着

⑤ 留意事項

(ア) 企画提案書

- ・【資料1】仕様書及び【資料2】企画提案書記載要領に基づき、本業務委託の目的に適する企画提案を作成してください。

- ・提出できる企画提案は、参加者1者につき1案とします。

(イ) 経費見積書

- ・様式は任意としますが、企画提案の内容を実施するために必要な費用について、提案内容の項目毎に明示してください。

- ・あて先を秋田県知事とし、所在地、商号又は名称、代表者の職氏名を記入してください。

- ・経費見積書の金額が、前記1(4)で示した委託料の上限を上回った場合は、審査の対象となりません。

(ウ) その他

- ・提出書類は、原則として日本工業規格A4判とします。

- ・提出期限までに提出しない参加者は、辞退したものとみなします。

- ・一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができません。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）の各規定に該当するもの

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

③ その他、この実施要領に関する条件に違反するもの

5 受託候補者の選定等に関する事項

(1) 企画提案競技審査会の開催

受託候補者を選定する【資料3】審査会要領に基づく審査会（以下「審査会」という。）を次のとおり開催し、提出された企画提案書や経費見積書のほか、参加者によるプレゼンテーション等により審査を実施します。

① 審査会開催日（プレゼンテーション実施日）等

(ア) 開催日：令和7年5月中旬～下旬（予定）

(イ) 会場：秋田県庁内会議室（秋田市山王）

(ウ) 参加人員：プレゼンテーションに参加できる参加者の人数は、3人以内とします。

(エ) その他

a プレゼンテーションの実施時間等詳細については、別途参加者に通知します。

b プレゼンテーションの実施においては、事務局でパソコン、プロジェクター及びスクリーンを準備します。

c スライドや動画等を使用することも可能とします。

なお、持参したパソコンの使用を認めますが、その際はあらかじめ事務局にお知らせください。

② 失格

参加者が正当な理由なく審査会（プレゼンテーション）を欠席したときは、失格とします。

(2) 受託候補者の選定

審査会において最も優れていると認めた参加者を受託候補者として選定します。

なお、審査において審査会要領に定める基準点に達していない参加者は、受託候補者として選定しません。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和7年5月下旬（予定）までに、全ての参加者に【様式2】申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知するとともに、前記4(2)②に掲げる美の国あきたネットの掲載ページにおいて公表します。

6 苦情の申し立て

受託候補者の選定の結果に関して不服がある場合には、前記5(3)の通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、県に対して書面（任意様式）で申立てることができます。この際の手書の提出先は、前記4(1)に記載する担当課とします。

7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってははいけません。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければいけません。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を開示してはいけません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取り止めることがあります。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結

本業務委託の契約は、前記5により選定された受託候補者と、前記1(4)に定める委託料の上限の範囲内において、契約条件を協議の上で締結します。

ただし、受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は前述の協議が整わなかったときは、受託候補者の選定を取り消すと同時に、前記5の審査において次順位となった参加者を新たな受託候補者とし、契約に係る協議等を行った上で契約を締結します。

(3) 契約保証金

契約の相手方に決定した受託候補者（以下「受託者」という。）は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第177条の規定により、県に対して本業務委託の契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付し、又はそれに代わる担保を提出しなければなりません。

ただし、財務規則第178条第3号の規定により、受託者が過去2年間の間に国又は地方公共団

体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除します。

なお、受託者が支払った契約保証金は、財務規則第179条の規定により還付します。

(4) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等に記載された事項（内容）は、仕様書と合わせ、契約時の仕様の一部として取り扱うものとします。

ただし、本業務委託の目的達成のために修正すべき事項（内容）がある場合には、県と受託者との協議により契約の締結段階において、事項（内容）の追加、変更又は削除し、本業務委託の仕様を確定します。

9 その他

(1) この実施要領に掲げる手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) この企画提案競技に係る費用は、参加者（参加を希望した者を含む）の負担とします。

(3) 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

なお、提出された書類は返却しませんが、本業務委託以外の目的で参加者に無断で使用しないほか、参加者の機密保持に十分配慮します。

(4) 企画提案に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。